

平成 29 年 1 月 18 日

各位

会 社 名 日本航空電子工業株式会社 代表者名 会 長 秋山 保孝 (コード:6807、東証第1部) 問合せ先 執行役員 経営企画部長 中村 哲也 (TEL.03-3780-2728)

日本電気株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果 並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

日本電気株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が平成28年11月29日より実施しておりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が平成29年1月17日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。また、本公開買付けの結果、平成29年1月23日をもって、当社の親会社及びその他の関係会社の異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「日本航空電子工業株式会社株式(証券コード 6807) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

- 2. 親会社及びその他の関係会社の異動について
- (1) 異動予定年月日

平成29年1月23日(本公開買付けの決済の開始日)

(2) 異動に至った経緯

公開買付者は、平成28年11月28日に本公開買付けを行う旨を公表し、当社は、同日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨を決議するとともに、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であることから、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。本公開買付けは、平成28年11月29日から平成29年1月17日まで実施されましたが、本日、当社は、公開買付者から、本公開買付けを通じて、公開買付者が当社株式10,000,000株を取得することになった旨の連絡を受けました。

この結果、本公開買付けの決済の開始日である平成29年1月23日付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が50%を超えることとなるため、当社のその他の関係会社に該当している公開買付者は、新たに当社の親会社に該当することとなります。

3. 異動する株主の概要

(1)	名		称	日本電気株式会社
(2)	所	在 地		東京都港区芝五丁目7番1号
(3)	代表者の	役職・	氏名	代表取締役執行役員社長兼 CEO 新野 隆
(4)	事 業	内	容	パブリック事業、エンタープライズ事業、テレコムキャリア事業及びシ ステムプラットフォーム事業
(5)	資	本	金	397, 199 百万円(平成 28 年 9 月 30 日現在)
(6)	連結	純 資	産	814,779 百万円(平成 28 年 9 月 30 日現在)

(7)	連結総	·····································	産	2,437,229 百万円 (平成28年9月30日現在)		
(8)	設立年月日			明治 32 年 7 月 17 日		
(9)	大株主及び持株比率			日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4. 12%	
	(平成 28 年 9 月 30			日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.07%	
	日現在)(注1)			ノムラインターナショナル ホンコン リミテツド アンクレ		
				イムド クライアント アカウント	3.01%	
				日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2. 15%	
				NEC従業員持株会	2.01%	
				日本生命保険相互会社	1.62%	
				住友生命保険相互会社	1.58%	
				ビーエヌワイエムエル ノン トリーテイー アカウン	1 570/	
				,	1. 57%	
				日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1. 49%	
				ステート ストリート バンク ウェスト クライアン	1.44%	
				ト トリーティー 505234		
(10)	当社と公開	買付者	音の関			
				公開買付者は、本日現在、当社の発行済株式総数 (92,30		
				24.37%に相当する22,491,671株を直接に所有するとともに、議決権行		
				使の指図権を留保して三井住友信託銀行株式会社を受託者(
	資本	関	係	ティ・サービス信託銀行株式会社に再信託)とする退職給付金		
	(注2)			「公開買付者退職給付信託」といいます。)に拠出している		
				済株式総数の14.95%に相当する13,800,000株と合わせて、		
				済株式総数の 39.32%に相当する 36,291,671 株を実質的に	呆有してお	
	1 44	目目	K	ります。	ナナ	
	人 的	関	係	公開買付者は、当社に対して社外監査役を1名派遣しており 当社は、公開買付者に対して、当社製品の一部供給を行ってお	, 0	
				当任は、公開員付者に対して、当任製品の一部供給を付ってお 社の平成 28 年3月期における当該取引に関する売上高 496 6		
	取 引	関	係	また、公開買付者は、当社に対して、公開買付者の一部製品		
	HX 기	K	i/N	っております(公開買付者の平成 28 年 3 月期における当該		
				る売上高 201 百万円)。	10 JII - 151 J	
	関連当事	■ 者 △	~ <i>(</i>)			
	該当	状	況	当社は、本日現在、公開買付者の持分法適用関連会社に該当	します。	
(22, 1)				 -		

- (注1) 大株主の持株比率は自己株式を控除して計算しています。また、持株比率は表示単位未満の端数を四捨五入 して表示しております。
- (注2) 資本関係欄における持株比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決林	権の数(議決権所有害	割合)
	(西) 注	直接所有分	合算対象分	合計
異動前	その他の関係会社	36, 291 個		36, 291 個
	ての他の関係云江	(39.80%)		(39. 80%)
異動後	親会社	46, 291 個		46, 291 個
共助役	枕云仁	(50.77%)	_ _	(50.77%)

- (注1)「異動前」の「直接所有分」には、本日現在公開買付者が所有する株券等(22,491,671 株)に係る議決権の数(22,491 個)及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第7条第1項第3号に基づき公開買付者の所有に準ずる株券等に該当する公開買付者退職給付信託に拠出している株券等(13,800,000株)に係る議決権の数(13,800個)の合計を記載しております。
- (注2)「異動後」の「直接所有分」には、本公開買付けにおける買付数 (10,000,000 株) に係る議決権の数 (10,000 個) に、「異動前」の「直接所有分」に記載の議決権 (36,291 個) を加えた議決権の数を記載しております。
- (注3) 本公開買付けにおいては単元未満株式及び当社の新株予約権の行使により発行又は移転される当社株式に ついても買付け等の対象としていたため、「議決権所有割合」の計算においては、当社が平成28年11月

11 日に提出した第 87 期第 2 四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された平成 28 年 11 月 11 日現在の当社の発行済株式総数(92,302,608 株)に、当社が平成 28 年 6 月 22 日に提出した第 86 期有価証券報告書に記載された平成 28 年 5 月 31 日現在の新株予約権(253 個)及び本四半期報告書に記載された平成 28 年 7 月 10 日付で発行した新株予約権(70 個)の合計(323 個)から平成 28 年 6 月 1 日以降平成 28 年 11 月 11 日までの新株予約権の行使による減少(11 個)を除いた数の新株予約権(312 個)の目的となる当社株式数(312,000 株)を加算し、当社が平成 28 年 10 月 26 日に公表した「平成 29 年 3 月期第 2 四半期決算短信[日本基準](連結)」に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の当社が所有する自己株式数(1,442,475 株)を控除した株式数(91,172,133 株)に係る議決権の数(91,172 個)を分母として計算しております。なお、平成 28 年 11 月 11 日現在の当社が所有する自己株式数は、平成 28 年 9 月 30 日から変動はありません。また、「議決権所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 今後の見通し

本公開買付けにより、公開買付者は当社株式の 46,291,671 株 (当社の総株主の議決権の 50.77%)を実質的に保有することになるため、当社は公開買付者の連結子会社となりますが、 当社が平成 28 年 11 月 28 日に公表した「日本電気株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、当社と公開買付者は、当社の連結子会社 化後も当社株式の上場を維持することについて合意しており、本公開買付け後においても当 社株式の株式会社東京証券取引所市場第一部における上場は維持される予定です。

なお、今回の親会社及びその他の関係会社の異動が当社の業績に与える影響につきまして は、今後公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上

(添付資料)

公開買付者が本日公表した添付資料「日本航空電子工業株式会社株式(証券コード 6807) に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。



2017年1月18日

各位

会社名 日本電気株式会社

代表者名 代表取締役執行役員社長兼 CEO 新野 隆

(コード番号 6701 東証第一部)

問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 飾森 亜樹子

(TEL: 03-3798-6511)

日本航空電子工業株式会社株式 (証券コード 6807) に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

日本電気株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、平成28年11月28日開催の取締役会において、日本航空電子工業株式会社(東証第一部:コード番号6807、以下「対象者」といいます。)の普通株式に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を開始する旨を決議し、平成28年11月29日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成29年1月17日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

- 1. 買付け等の概要
- (1)公開買付者の名称及び所在地 日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- (2)対象者の名称日本航空電子工業株式会社
- (3) 買付け等に係る株券等の種類 普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限 買付予定数の上限		
10,000,000 株	- 株	10,000,000 株	

- (注1) 本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数(10,000,000株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(10,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手続に従い本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付期間の末日までに新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成28年11月29日 (火曜日) から平成29年1月17日 (火曜日) まで(30営業日)

②対象者の請求に基づく延長の可能性 該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,920円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(34,098,133 株)が買付予定数の上限(10,000,000 株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成29年1月18日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	34, 098, 133 株	10, 000, 000 株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	—株
株券等信託受益証券	一株	一株
株券等預託証券	一株	一株
合 計	34, 098, 133 株	10,000,000 株
(潜在株券等の数の合計)		(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	36, 291 個	(買付け等前における株券等所有割合 39.80%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	142 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.16%)

買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	46, 291 個	(買付け等後における株券等所有割合 50.77%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	142 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.16%)
対象者の総株主等の議決権の数	90, 466 個	

- (注1)「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、公開買付者が所有する株券等 (22,491,671 株) に係る議決権の数 (22,491 個) 及び令第7条第1項第3号に基づき公開買付者の所有に準 ずる株券等に該当する公開買付者退職給付信託に拠出している株券等 (13,800,000 株) に係る議決権の数 (13,800 個) の合計を記載しております。
- (注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者及び対象者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成28年11月11日に提出した第87期第2四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び対象者の新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された平成28年11月11日現在の対象者の発行済株式総数(92,302,608株)に、対象者が平成28年6月22日に提出した第86期有価証券報告書に記載された平成28年5月31日現在の新株予約権(253個)及び本四半期報告書に記載された平成28年7月10日付で発行した新株予約権(70個)の合計(323個)から平成28年6月1日以降平成28年11月11日までの変動として対象者から報告を受けた新株予約権の行使による減少(11個)を除いた数の新株予約権(312個)の目的となる株式数(312,000株)を加算し、対象者が平成28年10月26日に公表した「平成29年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成28年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(1,442,475株)を控除した株式数(91,172,133株)に係る議決権の数(91,172個)を分母として計算しております。なお、対象者によれば、平成28年11月11日現在の対象者が所有する自己株式数は、平成28年9月30日から変動はないとのことです。
- (注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下 第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数が買付予定数の上限 (10,000,000 株) を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います (各応募株券等の数に 1単元 (1,000 株) 未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等(下記「(6)決済の方法等」の「③決済の方法」において定義されます。)からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないため、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数)の応募株券等の買付けを行います。

(6) 決済の方法等

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
- ② 決済の開始日平成29年1月23日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主等の場合には、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。))の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イージートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の申込みをされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が平成28年11月28日付で公表した「日本航空電子工業株式会社株式(証券コード6807)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

日本電気株式会社 株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上

【日本語の優先】

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部または一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【将来予測】

本資料には日本電気株式会社(以下NECといいます。)および連結子会社を中心とする関係会社で構成されるNECグループの戦略、財 務目標、技術、製品、サービス、業績等に関する将来予想に関する記述が含まれています。将来予想は、NECが金融商品取引所や関東 財務局長等の規制当局に提出する他の資料および株主向けの報告書その他の通知に記載されている場合があります。これらの記述は、現 在入手可能な仮定やデータ、方法に基づいていますが、そうした仮定やデータ、方法は必ずしも正しいとは限らず、NECは予想された 結果を実現できない場合があります。また、これら将来予想に関する記述は、あくまでNECの分析や予想を記述したものであって、将 来の業績を保証するものではありません。このため、これらの記述を過度に信頼することは控えるようお願いします。また、これらの記 述はリスクや不確定な要因を含んでおり、様々な要因により実際の結果とは大きく異なりうることをあらかじめご了承願います。実際の 結果に影響を与える要因には、(1)経済動向、市況変動、為替変動及び金利変動、(2)NECグループがコントロールできない動向や外部 要因による財務及び収益の変動、(3)企業買収等が期待した利益をもたらさない、又は、予期せぬ負の結果をもたらす可能性、(4)戦略的 パートナーとの提携関係の成否、(5)海外事業の拡大が奏功しない可能性、(6)技術革新・顧客ニーズへの対応ができない可能性、(7)製造 工程に関する問題による減収又は需要の変動に対応できない可能性、(8)製品・サービスの欠陥による責任追及又は不採算プロジェクトの 発生、(9)供給の遅延等による調達資材等の不足又は調達コストの増加、(10)事業に必要となる知的財産権等の取得の成否及びその保護が 不十分である可能性、(11)第三者からのライセンスが取得又は継続できなくなる可能性、(12)競争の激化により厳しい価格競争等にさら される可能性、(13)特定の主要顧客が設備投資額若しくはNECグループとの取引額を削減し、又は投資対象を変更する可能性、(14)顧 客が受け入れ可能な条件でのベンダーファイナンス等の財務支援を行えない可能性及び顧客の財政上の問題に伴い負担する顧客の信用リ スクの顕在化、(15)優秀な人材を確保できない可能性、(16)格付の低下等により資金調達力が悪化する可能性、(17)内部統制、法的手続、 法的規制、環境規制、税務、情報管理、人権・労働環境等に関連して多額の費用、損害等が発生する可能性、(18)自然災害や火災等の災 害、(19)会計方針を適用する際に用いる方法、見積及び判断が業績等に影響を及ぼす可能性、債券及び株式の時価の変動、会計方針の新 たな適用や変更、(20)退職給付債務にかかる負債及び損失等が発生する可能性、(21)本資料において予定している取引が成功裏に完了し ない可能性、(22)本資料において予定している取引から期待される利益が実現しない可能性等があります。新たなリスクや不確定要因は 随時生じるものであり、その発生や影響を予測することは不可能であります。また、本資料中の将来予想は、本資料の目付の時点でNE Cが有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、NECは、将来の事象や状況を反映するために、 その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。

本資料に含まれる経営目標は、予測や将来の業績に関する経営陣の現在の推定を表すものではなく、NECが事業戦略を遂行することにより経営陣が達成しようと努める目標を表すものです。本資料に含まれる記述は、有価証券の募集を構成するものではありません。いかなる国・地域においても、法律上証券の登録が必要となる場合は、有価証券の登録を行う場合または登録の免除を受ける場合を除き、有価証券の募集または売出しを行うことはできません。